

受験対策学習費用補助事業

保育士試験により保育士資格取得を目指す者が保育士試験合格後、保育所等に保育士として勤務することが決定した者に対し、受験のための学習に要した費用の補助を行うものです。

(1)対象者 保育士試験により保育士資格の取得を目指す者で、保育士試験合格後、松山市内の対象施設又は事業で保育士として勤務することが決定した者

(2)申請者 対象者と同じ(本人)

(3)支給要件 保育士試験合格により保育士証の交付を受け、対象施設に勤務を開始していること
※ただし、資格取得後、1年以上対象施設で勤務しなかった場合は補助金を返還していただきます。

対象施設

- ❖ 保育所
- ❖ 認定こども園及び認定こども園への移行を予定している幼稚園
- ❖ 小規模保育事業 A 型及び B 型実施施設
- ❖ 事業所内保育事業実施施設
- ❖ 認可外保育施設
- ❖ 乳児院
- ❖ 児童養護施設
- ❖ 認可外保育施設

(4)補助金額 保育士試験受験のための学習に要した経費の 2 分の 1(上限 15 万円)

(5)申請の流れ

① 保育士試験受験の学習

② 保育士試験を受験後、合格

③ 保育士証の交付を受ける

④ 松山市に補助金申請

⑤ 補助金決定後、補助金請求

⑥ 補助金の交付

⑦ 半年後、「勤務継続報告書」提出

⑧ 1 年後、「勤務継続報告書」提出

【補助金申請時期】

① 保育士証の交付後、勤務対象施設に勤務を開始した日の属する月末まで

② 保育士証の交付前から勤務対象施設に勤務している場合は保育士証の交付を受けた月末

【申請対象】

支払対象となる期間は、保育士試験の筆記試験日から起算して 2 年前の属する月の 1 日までのもの